地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)及び特掲診療料の施設基準等、及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という)が、令和7年厚生労働省告示第283号及び令和7年度厚生労働省告示第284号をもって改正され、令和7年10月22日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
  - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定に基づき製造販売承 認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬4品目、注射薬3品目及び 外用薬5品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
  - (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 948	3, 496	1, 985	2 8	12, 457

- 2 掲示事項等告示の一部改正について
  - (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(注射薬1品目)について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和8年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。
  - (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	156	1 0 1	4 2	0	2 9 9

- (3) パロペグテリパラチド製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- 3 特掲診療料告示の一部改正について

パロペグテリパラチド製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

- 4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について
  - (1) マグミット錠 100mg
    - ① 本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「マグミット錠200mg、同錠250mg、同錠330mg、同錠500mg及び同細粒83%」と有効成分が同一であり、今般、既収載品において便秘症に係る1歳以上の小児における用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)は適用されないものであること。
    - ② 本製剤は、既収載品において便秘症に係る1歳以上の小児における用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤 形追加医薬品であることから、成人患者への本製剤の使用の必要性については慎 重に判断すること。
  - (2) ヨビパス皮下注 168µg ペン、同皮下注 294µg ペン及び同皮下注 420µg ペン
    - ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「活性型ビタミン D 製剤やカルシウム剤による治療を受けている患者に対して、本剤の投与を検討すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、

治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間を記載すること。

- ② 本製剤は、パロペグテリパラチド製剤であり、本製剤の自己注射を行っている 患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働 省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区 分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在 宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算 は算定できないものであること。

### 5 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)の一部を次のように改正する。

- ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤」を「、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤」に改める。
- ② 別添1別紙36「睡眠薬」中「ダリドレキサント塩酸塩」の次に「ボルノレキサント水和物」を加える。
- ③ 別添3区分01(5)イ中「及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤」を「、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤」に改める。
- ④ 別添3別表2中「及びクロバリマブ製剤」を「、クロバリマブ製剤及びパロペグテリパラチド製剤」に改める。
- ⑤ 別添3別表3中「クロバリマブ製剤」の次に「パロペグテリパラチド製剤」を加える。

# 薬価基準告示

Νο	)	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1 内用	用薬	ボルズィ錠2.5mg	ボルノレキサント水和物	2.5mg1錠	47. 80
2 内用	用薬	ボルズィ錠5mg	ボルノレキサント水和物	5mg1錠	71. 30
3 内用	用薬	ボルズィ錠10mg	ボルノレキサント水和物	10mg1錠	106. 40
4 内用	用薬	マグミット錠100mg	酸化マグネシウム	100mg1錠	12. 70
5 注身	射薬	ヨビパス皮下注168μgペン	パロペグテリパラチド	168μg0.56mL1キット	571, 509
6 注身	射薬	ヨビパス皮下注294μgペン	パロペグテリパラチド	294µg0. 98mL1キット	584, 139
7 注身	射薬	ヨビパス皮下注420μgペン	パロペグテリパラチド	420μg1.4mL1キット	596, 310
8 外月	用薬	スピジア点鼻液5mg	ジアゼパム	5mg0.1mL1瓶	8, 336. 50
9 外月	用薬	スピジア点鼻液7.5mg	ジアゼパム	7.5mg0.1mL1瓶	9, 337. 60
10 外用	用薬	スピジア点鼻液10mg	ジアゼパム	10mg0.1mL1瓶	10, 120. 00
11 外用	用薬	セタネオ点眼液0.002%	セペタプロスト	0. 002%1mL	800.00
12 外用	用薬	バイジュベックゲル	ベレマゲン ゲペルパベク	2瓶1組	2, 955, 232. 70

# 揭示事項等告示(削除)

## 別表第2(令和8年3月31日まで)

	N o	薬価基準名		成分名	規格単位
]	注射薬	局	アルプロスタジル注 5 μ gシリンジ「科研」	アルプロスタジル	5 μg1mL1筒

改 正 後

### 改 正 前

#### 第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの 厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型 血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化 第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換之型 血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子 組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体 、乾燥人血液凝固因子抗体
学回活性複合体、性腺刺激ホルモン 放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出 ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形 成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心 静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト 、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析 を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対 して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析 患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液 透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与 するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロ スタグランジン□製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト 製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその 溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、 スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ シコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、 デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾ ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン

#### 第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの 厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型 血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化 第Ⅲ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅲ因子製剤、遺伝子組換之型 血液凝固第WI因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子 組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体 、乾燥人血液凝固因子抗体・・回活性複合体、性腺刺激ホルモン 放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出 ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形 成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心 静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト 、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析 を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対 して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析 患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液 透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与 するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロ スタグランジン□製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト 製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその 溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、 スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ シコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、 デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾ ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン

プ阻害剤、『遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製 剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤 、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、 エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってい る患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に 限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を 行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用す る場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、へ パリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒ ネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤 、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人 免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬 、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する 場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー 酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤 、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イ キセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ チバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモ ルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステル ナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシ ダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イ デュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルフ ァーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼーアルファ製剤、ラロニダー ゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレル ギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)、テデュグ ルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レム

プ阻害剤、音遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製 剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤 、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ グリシン・L一システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、 エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってい る患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に 限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を 行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用す る場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、へ パリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒ ネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤 、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人 免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬 、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する 場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー 酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤 、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イ キセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ チバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモ ルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステル ナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシ ダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イ デュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルフ ァーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼーアルファ製剤、ラロニダー ゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレル ギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)、テデュグ ルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レム

デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボ ソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、 カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製 剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。 )、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ 製剤(四週間を超える間隔で投与する場合を除く。)、ホスレ ボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、 パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルフ ァ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプ ラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、 テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤 、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アル ファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノ ルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤 、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベン ラリズマブ製剤(四週間を超える間隔で投与する場合を除 く。)、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、 レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダ ーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤

デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボ ソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、 カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製 剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。 )、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ 製剤(四週間を超える間隔で投与する場合を除く。)、ホスレ ボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、 パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルフ ァ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプ ラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、 テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤 、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アル ファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノ ルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤 、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベン ラリズマブ製剤(四週間を超える間隔で投与する場合を除 く。)、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、 レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシパグルコシ ダーゼ アルファ製剤

二 (略)

二 (略)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算 、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) クロバリマブ製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算 、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) クロバリマブ製剤
<u>パロペグテリパラチド製剤</u>	(新設)

(参考:新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

#### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第XI因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用

別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

#### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第XII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用

透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI 2製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、 スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ シコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸 エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナト リウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾク ロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルル ビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロク ロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチル リチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩 配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチ ン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウ ム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、 トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製 剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製 剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、 エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベ リムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシ ズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマ ブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ ン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアル

透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI 2 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、 スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ シコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸 エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナト リウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾク ロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルル ビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロク ロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチル リチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩 配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチ ン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウ ム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、 トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製 剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製 剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、 エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベ リムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシ ズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマ ブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ ン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアル ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼア ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、 セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、 ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テ デュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、 レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、 ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、 カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、 フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製 剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物 配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、ア バルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリ ズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム 製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ 製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボ ルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製 剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマ ブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メ コバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、 ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ 製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパ ラチド製剤

ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼア ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、 セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、 ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テ デュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、 レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、 ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、 カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、 フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製 剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物 配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、ア バルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリ ズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム 製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ 製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボ ルヒアルロニダーゼーアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製 剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマ ブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メ コバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、 ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ 製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤

 $(2)\sim(6)$  (略)

 $(2)\sim(6)$  (略)

## 別紙36 抗不安薬 (略) 睡眠薬 ブロモバレリル尿素 抱水クロラール エスタゾラム フルラゼパム塩酸塩 ニトラゼパム ニメタゼパム ハロキサゾラム トリアゾラム フルニトラゼパム ブロチゾラム ロルメタゼパム クアゼパム アモバルビタール バルビタール フェノバルビタール フェノバルビタールナトリウム ペントバルビタールカルシウム トリクロホスナトリウム リルマザホン塩酸塩水和物

ゾピクロン

ゾルピデム酒石酸塩

別紙36 抗不安薬 (略) 睡眠薬 ブロモバレリル尿素 抱水クロラール エスタゾラム フルラゼパム塩酸塩 ニトラゼパム ニメタゼパム ハロキサゾラム トリアゾラム フルニトラゼパム ブロチゾラム ロルメタゼパム クアゼパム アモバルビタール バルビタール フェノバルビタール フェノバルビタールナトリウム ペントバルビタールカルシウム トリクロホスナトリウム リルマザホン塩酸塩水和物

ゾピクロン

ゾルピデム酒石酸塩

エスゾピクロン ラメルテオン スボレキサント レンボレキサント メラトニン ダリドレキサント塩酸塩 ボルノレキサント水和物

抗うつ薬~抗精神病薬 (略)

別添3

区分01 薬剤調整料

- $(1)\sim(4)$  (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥洗縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロ

エスゾピクロン ラメルテオン スボレキサント レンボレキサント メラトニン ダリドレキサント塩酸塩 (新設)

抗うつ薬~抗精神病薬 (略)

別添3

区分01 薬剤調整料

- $(1)\sim(4)$  (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥洗縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロ

ニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、イン ターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、 ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、 生理食塩水、プロスタグランジン I 2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、 エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製 剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ トンポンプ阻害剤、Hっ遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリ ウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル 製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチル スコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エ リスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナ リン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及 びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ ン製剤、アバタセプト製剤、p H 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮 下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、ア スホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリ ロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、 デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・

ニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、イン ターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、 ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、 生理食塩水、プロスタグランジン I 2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、 エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製 剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナト リウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ トンポンプ阻害剤、Hっ遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリ ウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル 製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチル スコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エ リスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナ リン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及 びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ ン製剤、アバタセプト製剤、p H 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮 下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、ア スホターゼーアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリ ロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、 デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコル チゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アル ファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、 セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラ ロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュ グルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レム デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソ リチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプ ラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレ マネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビ メキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、 ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグル コシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製 剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コン シズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロ キヌマブ製、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダー ゼーアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製 剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製 剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリ ズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レ ブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ ア ルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤)に限る。

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコル チゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アル ファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製 剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、 セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラ ロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュ グルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レム デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソ リチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプ ラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレ マネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビ メキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、 ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグル コシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製 剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コン シズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロ キヌマブ製、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダー ゼーアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製 剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製 剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリ ズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レ ブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ~オ (略)

(6)~(13) (略)

#### 別表2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ~オ (略)

(6)~(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第XI因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容

体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、 ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸 モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、 アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ パリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズ マブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、ア バタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射) 製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、ア リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因 子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製 剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ ブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製 剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃 縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メト トレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホ スレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製 剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン 製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ ルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合

体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、 ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸 モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、 アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ パリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズ マブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、ア バタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射) 製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、ア リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因 子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製 剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ ブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製 剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃 縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メト トレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホ スレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製 剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン 製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ ルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合 剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、 クロバリマブ製剤及びパロペグテリパラチド製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」の別表のIに規定されている特定保険医療材料

#### 別表3

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤 及びクロバリマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」の別表の 【に規定されている特定保険医療材料

#### 別表3

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン

塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン

塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オファツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

アバロパラチド酢酸塩製剤

カプラシズマブ製剤

乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オファツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

アバロパラチド酢酸塩製剤

カプラシズマブ製剤

乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

メトトレキサート製剤

チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤

ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤

ペグバリアーゼ製剤

ラナデルマブ製剤

ネモリズマブ製剤

ペグセタコプラン製剤

ジルコプランナトリウム製剤

コンシズマブ製剤

テゼペルマブ製剤

オゾラリズマブ製剤

トラロキヌマブ製剤

エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ

配合剤

ベドリズマブ製剤

ミリキズマブ製剤

乾燥濃縮人プロテインC製剤

メコバラミン製剤

ベンラリズマブ製剤

マルスタシマブ製剤

ロザノリキシズマブ製剤

レブリキズマブ製剤

クロバリマブ製剤

パロペグテリパラチド製剤

メトトレキサート製剤

チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤

ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤

ペグバリアーゼ製剤

ラナデルマブ製剤

ネモリズマブ製剤

ペグセタコプラン製剤

ジルコプランナトリウム製剤

コンシズマブ製剤

テゼペルマブ製剤

オゾラリズマブ製剤

トラロキヌマブ製剤

エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ

配合剤

ベドリズマブ製剤

ミリキズマブ製剤

乾燥濃縮人プロテインC製剤

メコバラミン製剤

ベンラリズマブ製剤

マルスタシマブ製剤

ロザノリキシズマブ製剤

レブリキズマブ製剤

クロバリマブ製剤

(新設)